

漏電火災警報器設置対象物一覧表 消防法施行令第22条

防 火 対 象 物 (建築物) (注1)	延 べ 面 積	契約電流容量
劇場・映画館・演芸場又は観覧場	300㎡以上	50アンペア をこえるもの
公会堂又は集会場		
キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・その他これらに類するもの	300 //	
遊技場又はダンスホール		
待合・料理店その他これらに類するもの	300 //	
飲 食 店		
百貨店又はマーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場	300 //	
旅館・ホテル又は宿泊所	150 //	
寄宿舎・下宿又は共同住宅		
病院・診療所又は助産所	300 //	
老人福祉施設・有料老人ホーム・救護施設・更生施設・児童福祉施設(母子寮及び児童厚生施設を除く)・身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る)又は精神薄弱者援護施設		
幼稚園・盲学校・聾学校又は養護学校		
小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校その他これらに類するもの	500 //	
図書館・博物館又は美術館その他これらに類するもの	500 //	
個室浴場・サウナ浴場その他これらに類するもの	150 //	
上記以外の公衆浴場		
車輛の停車場・船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合い用に供する建築物に限る)	500 //	
神社・寺院・教会その他これらに類するもの	500 //	
工場又は作業場	300 //	
映画スタジオ又はテレビスタジオ		
倉 庫	1,000 //	
前各項に該当しない事業場	1,000 //	
特定防火対象物の用途が存する複合用途防火対象物	延べ面積が500㎡以上で特定防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	
上記以外の複合用途の防火対象物		
地 下 街	300㎡以上	
文化財保護法の規定によって重要文化財、重要民俗資料史跡若しくは重要な文化財として指定され又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物	全 部	

■ご注意

- ①間柱または下地を、不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太または下地を、不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床、天井野縁または下地を、不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有する建物。
- ②特定防火対象物とは上表の中※印のものをいう。
- ③施行令第22条第1項第6号に該当しない⑥項イ対象物は施行令第9条の適用により用途毎に規制する。
(例)1. 特定防火対象物の床面積が300㎡未満で全体の延べ面積が500㎡以上のもの用途毎に規制
2. 特定防火対象物の床面積が300㎡以上で全体の延べ面積が500㎡未満のもの用途毎に規制
- ④※印のもので延面積300㎡以上のものは消防機関に届出て検査を受けること。
- ⑤※印のもので延面積1,000㎡以上のものは乙7消防設備士又は有資格者により定期点検をすること。
- ⑥※印以外でも延面積が上記であり、消防長、消防署長が指定するものは注④・⑤それぞれの義務がある。

■その他の設置対象物

- (1)電気設備技術基準第41条4項に該当する機械器具に電気を供給する設備(非常用照明装置、非常用昇降機、誘導燈、鉄道用信号装置その他、停止が公共の安全確保に支障を生じるおそれのある機械器具。)
- (2)医療用電気機械による電気事故防止には、作動電流50mA以下の漏電火災警報器を取付けることを厚生省及び東京消防庁等により推奨されています。

■工事上のご注意

- (1)操作電源は専用回路とし、15A以下の配線用遮断器を設置して下さい。この開閉器には見やすいところに「漏電火災警報器用」と表示して下さい。
- (2)配線は端子銘板に従って下さい。特に電源の配線100Vと200Vの区別にご注意下さい。受信機の変流器端子には絶対に電源を接続しないで下さい。(受信機破損につながります。)
- (3)変流器と受信機の接続は電磁誘導の影響を受けないようにして下さい。例えば大電流の電力線と並行配線等誤警報のもとになりますのでご注意ください。

■設置場所

- (1)受信機は点検容易なところに、外付ブザーは常時人のいる場所(警報のきこえる範囲)に取付けて下さい。
- (2)粉じんの多い場所、腐食性ガスのある場所、湿気の多い場所、水等のかかる場所、温度変化の大きい場所、直接日光の当る場所、振動の大きい場所等への取付けはさけて下さい。
- (3)変流器は原則として、建築物に電気を供給する屋外の電路、又は変圧器の第2種接地線へ取付けて下さい。屋外に取付ける場合は屋外用変流器をご使用下さい。